

## —消費税率引上げに伴う価格表示方法の検討結果について— 今後も「消費税込価格」を表示することとなりました

### 《価格表示方法の検討の経緯》

- ◆販売価格の表示方法については、平成16年4月1日の消費税法改正により「消費税込価格」の表示が義務付けられることとなり、それに伴い四輪及び二輪自動車公正競争規約が改正され、自動車の販売価格においても「消費税込価格」を表示することとなりました。
- ◆こうした中、本年10月1日より施行された消費税転嫁対策特別措置法（以下、特別措置法という。）では、「消費税込価格」であると誤認されないための措置を講じているときに限り、「消費税抜価格」の表示を認める特例措置が設けられました（平成29年3月31日までの時限措置）。
- ◆このため、当協議会では、本年10月3日付『AFTC INFORMATION』でお知らせしましたとおり、自動車の販売価格の表示方法（消費税込価格又は消費税抜価格）について、関係委員会・部会において検討を行うとともに、関係団体の関係委員会・部会の意見等を聴取しながら検討を行ってまいりました。

### 《検討結果》

- ◆検討の結果、消費者に分かりやすいという観点から、今後も「消費税込価格」を表示することになりましたのでお知らせいたします。（検討結果については次頁をご覧ください。）会員の皆様におかれましては、以下の表示例（消費税率8%時の例示）を参考に、今後も「消費税込価格」を表示されますようお願いいたします。

### 《「消費税込価格」の表示例》

- ① 車両本体価格 108万円（消費税込）
- ② 車両本体価格 108万円（消費税8万円含む）
- ③ 車両本体価格 108万円（消費税抜価格100万円）
- ④ 車両本体価格 108万円（消費税抜価格100万円+消費税8万円）

※価格の名称については、製造業者の価格を表示する場合は「メーカー希望小売価格」の名称で表示し、中古車の販売価格を表示する場合は「現金販売価格」等の名称で表示すること。

なお、消費税率の引上げに伴う価格表示の方法、広告表示の留意点等については、必要に応じて追加的な情報をお知らせする予定です。

⇒ 次頁に続く

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会

四輪車業務部 TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112  
二輪車業務部 TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114

## ○公取協並びに関係団体の部会・委員会における検討結果

### 《公取協の関係部会・委員会における検討結果》

◆消費者に分かりやすいという観点から、今後も「消費税込価格」を表示するべきであるという意見が大勢を占めた。

(主な理由)

- ① 自動車の販売においては、「消費税込価格」の表示が定着している
- ② 自動車は高額商品であることから、「消費税抜価格」の表示は消費者に支持されない
- ③ 消費者にとっては、「消費税込価格」の方が分かりやすい
- ④ 「消費税抜価格」であることが明瞭に表示されていない場合等の「消費税抜価格」の表示は、消費者に「消費税込価格」であるかのような誤認を招くおそれがある

### 《関係団体の関係部会・委員会における検討結果》

◆消費者に分かりやすいという観点から、今後も「消費税込価格」を表示するべきであるという意見が大勢を占めた。

◆「販売価格を値上げしたかのような印象を持たれない」ことや、「価格表やカタログを作り替える手間が省ける」ことから、「消費税抜価格」を表示してはどうかとの意見も一部出されたが、以下の点を考えると、事業者の負担軽減に繋がらないこと等から、今後も「消費税込価格」を表示するということで、意見が取りまとめられた。

- ① 他業界では「消費税抜価格」を表示した場合に「消費税込価格」や「消費税額」を併記するのが一般的であり、それに倣うと却って負担が増える
- ② 「消費税抜価格」の表示は、平成29年3月31日までに限り認められるもので、その後は、「消費税込価格」の表示に戻さなければならない